

# 事業主 殿

## 特定粉じん作業特別教育講習会のご案内

さて、『粉じん障害防止規則』及び『労働基準局長通達』により、事業主は、適切な作業環境管理の推進と、職業性疾病（じん肺）発生防止のため、粉じん作業者に対し標記教育をすることになっております。

事業者は、危険又は有害な業務で、法定で定めるものに労働者をつかせる時は、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育が必要です。

(注) 粉じん作業には、土石、岩石、鉱物、金属、ガラス、けいそう土、石綿等を取り扱う作業のほか『研削といし』を使用する作業及び『アーク溶接作業』等も含まれます。

1. 開催日 平成27年11月25日(水) (受付12:10～)  
講習時間 12:30～17:20

2. 開催場所 赤坂 弁護士ビル 福岡市中央区赤坂1-7-23  
※ 講習会場案内地図が必要の方は当協会までご連絡下さい (092-711-9132)

3. 受講料 会員 7,120円 (受講料 6,480円+テキスト代 640円)  
一般 9,120円 (受講料 8,480円+テキスト代 640円)

4. 申込方法  
受講申請

「特定粉じん作業特別教育受講申請書」に必要事項を記入し、会社印(朱肉)押印後、下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。

◆ 個人でお申し込みの場合は、本籍記載の住民票(法人で申込の場合は不要です)  
※手続き完了後、受講票をFAX致します。

申請書送付先 〒811-3101 古賀市天神1-9-12  
福岡東労働基準協会 (TEL 092-943-0321)

振込先 受講料は下記の指定口座へ受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。  
(振込手数料は受講者負担でお願いします)

福岡銀行	古賀支店
普通預金	口座番号 1722090
名義	公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会福岡東支部
	支部長 滝口 裕

5. 受付 11月18日必着

6. 修了証 全科目の講習を修了し、修了試験合格者には、後日修了証を交付、郵送致します。

7. その他 既納の受講料は原則として返金致しませんので、当日受講出来ない場合は代替者を派遣していただきますようお願い致します。(その際は改めて受講申請書が必要です)

(公社) 福岡県労働基準協会連合会福岡東支部  
福岡東労働基準協会

〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12  
TEL・FAX 092-943-0321

開催月日 平成 年 月 日

「粉じん作業」特別教育受講申込書・受講証明書

事業場所在地		〒 ー			
事業場名		TEL: ー ー FAX: ー ー			
事業者証明		印		所属課名 担当者名	
受付番号	受講者氏名 <small>ふりがな</small>	生年月日	本籍(県のみ)	現住所(県のみ)	交付年月日 平成 年 月 日 修了証番号
※	.....	S H 年 月 日	県	県	※ 号
※	.....	S H 年 月 日	県	県	※ 号
※	.....	S H 年 月 日	県	県	※ 号
※	.....	S H 年 月 日	県	県	※ 号
※	.....	S H 年 月 日	県	県	※ 号

- (注) ◆ ※の箇所は記入しないで下さい。  
 ◆ 修了交付の関係上、受講者氏名・生年月日・本籍・現住所は正確に記入して下さい。  
 ◆ 記入頂いた個人情報 は講習会以外での目的では利用致しません。

(公社)福岡県労働基準協会連合会長 殿